

○白岡市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が安心して生活できるよう、既存建築物の耐震化の促進及び震災時の建築物倒壊による被害の軽減を図るため、市内における既存建築物の耐震改修を実施する当該建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 白岡市既存建築物耐震診断補助金交付要綱（平成20年白岡町告示第79号）第4条に規定する者が実施する同要綱第2条の耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により、上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、当該建築物の上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるように補強を行うことをいう。
- (3) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。
- (4) 取扱金融機関 利子補給制度を取り扱う金融機関をいう。

(補助の対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、白岡市に存する昭和56年5月31日以前に工事に着手された地階を除く階数が2以下の一戸建て木造住宅（延べ面積2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「補助対象木造住宅」という。）で耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判定された建築物とする。

(補助の対象となる耐震改修)

第4条 補助の対象となる耐震改修は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けている者が行うものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 当該補助対象木造住宅に居住していること。
- (3) 当該補助対象木造住宅の所有者又はその2親等以内の親族が所有していること。

(補助金の額)

第6条 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額（1,000円未満切捨て）とし、50万円を限度とする。

(補助の制限)

第7条 補助金の交付は、補助対象木造住宅1棟につき1回限りとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請の様式等)

第8条 規則第6条第1項の申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は、様式第1号の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付申請書のとおりとする。

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助対象木造住宅の建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類
- (2) 当該補助対象木造住宅に申請者が居住していることが確認できる書類
- (3) 当該補助対象木造住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断結果書の写し
- (5) 耐震改修の補強方法を示す設計図
- (6) 耐震改修後の耐震診断書
- (7) 耐震改修の見積書の写し
- (8) 申請者以外の所有者全員が耐震改修を実施することに同意する旨の記載のある書面
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書の提出期限は、当該耐震改修の契約前までとする。

(補助金の交付決定通知の様式)

第9条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付決定通知書のとおりとする。

(変更又は中止等の様式等)

第10条 規則第11条第1項の変更等の様式は、様式第3号の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書のとおりとする。

(変更又は中止等の承認通知の様式)

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときには、様式第4号の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付変更(中止・廃止)承認決定通知書により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第15条の報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第5号の白岡市既存建築物耐震改修補助金実績報告書のとおりとし、規則第15条各号の記載は要しないものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修施工箇所の写真
- (2) 耐震改修を行った建設業者の建設業許可書の写し
- (3) 耐震改修に係る工事請負契約書等の写し
- (4) 耐震改修に要した費用内訳書の写し
- (5) 耐震改修に要した費用に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書の提出期限は、当該会計年度の3月10日までとする。ただし、同日までに耐震改修が完了しないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定の様式)

第13条 規則第16条の規定による補助金額の確定通知書は、様式第6号の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付額確定通知書のとおりとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者等は、前条の通知を受けたときは、様式第7号の白岡市既存建築物耐震改修補助金請求書により、補助金の交付を市長に請

求するものとする。

(補助金の返還の様式)

第15条 規則第20条第1項の規定による補助金の返還請求書の様式は、様式第8号の白岡市既存建築物耐震改修補助金返還請求書のとおりとする。

(書類の整備)

第16条 補助事業者等は、補助金の対象となった耐震改修工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(利子補給制度の利用対象証明書発行申請)

第17条 利子補給制度を利用しようとする者は、様式第9号の【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書を市長に提出しなければならない。

(利子補給制度の利用対象証明)

第18条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査を行い、利子補給制度の対象であると認めるときは、様式第10号の【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書(申請者用)及び様式第11号の【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書(金融機関提出用)により当該申請者に証明するものとする。

(利子補給制度の利用対象証明取消し)

第19条 市長は、前条の証明を行った後に、規則第11条第2項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は同項若しくは規則第19条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該証明を取り消し、その旨を様式第12号の耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書により前条の証明を受けた者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、その旨を取扱金融機関に連絡しなければならない。

(利子補給制度を利用する場合の補助金の額)

第20条 第18条の証明を受けて、利子補給制度を利用する場合の補助金の額は、第6条の規定にかかわらず補助金の額は、同条の規定により算定した補助金の額の2分の1の額とする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第92号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日告示第209号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第111号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月29日告示第248号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第73号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和8年3月31日告示第76号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。